

E（法令の規制対象でない）の機械等の事例

事例 1 小型昇降機

（1）災害発生状況

飲食店における料理等の運搬のために設置した小型昇降機（量産品）の内部を、上半身を当該昇降機のかごの内部に入れて清掃していた被災者が、戸が開いたまま急上昇したかごと開口部の上枠に挟まれて死亡した。

（2）推定される原因

戸の開閉を検知するドアスイッチが昇降路内で露出しており、戸以外の何かがあったとしても、意図せず戸開走行が生じるおそれが高い構造であった。

事例 2 ねじ切り機械

（1）災害発生状況

被災者は、鋼管の切断、内面取り及びねじ切りの3種類の加工を行う機械（量産品）を使用して、鋼管のねじ切りを行っていたが、ねじ切り機械の回転部（突起物はなく、回転体と固定部の間に約1mmの隙間があり）の隙間に、着衣が巻き込まれたため、着衣が回転体に巻き付き、胸部圧迫により死亡した。

（2）推定される原因

ねじ切り機械の回転部と固定部の隙間（約1mm）の中に、回転体とともに回転する主軸用ファイバー（回転体と固定体との間に設けられている炭素繊維のプレート）があり、これに着衣が引っかかったものである。

事例 3 トラックの荷台のウイングルーフ

（1）災害発生状況

被災者は、トラック荷台のウイングルーフ（荷台の側面が上下に開閉する電動式の扉）を開け、荷の状況を確認していたところ、ウイングルーフが下降し、胸部を挟まれて死亡した。

（2）推定される原因

トラック荷台の足を乗せるステップとウイングルーフの上下スイッチの位置が近接しており、足がすべる等により下降スイッチに接触したものと推定される。